

農業人材力強化総合支援事業費補助金交付要綱

(平成24年6月1日 24農経第279号 愛知県農林水産部長通知)

(通則)

第1 農業人材力強化総合支援事業費補助金（以下「補助金」という。）は、次世代を担う農業者となることを志向する者が就農の準備段階から就農開始を経て経営が確立できるよう、農業人材力強化総合支援事業実施要綱（平成24年4月6日付け23経営第3543号農林水産事務次官依命通知。以下「総合支援事業実施要綱」という。）及び新規就農者確保加速化対策実施要綱（令和3年1月28日付け2経営第2558号農林水産事務次官依命通知。以下「加速化対策実施要綱」という。）に定める要件を満たす交付対象者、総合支援事業実施要綱に基づき市町村が行う事業又は事務の実施に要する経費に対して、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、総合支援事業実施要綱、加速化対策実施要綱及び愛知県補助金等交付規則（昭和55年規則第8号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(交付の対象及び補助率)

第2 第1に規定する事業は、別表に掲げる事業（以下「補助事業」という。）とし、この実施に必要な経費のうち、補助金交付の対象として知事が認める経費（以下「補助対象経費」という。）について補助金を交付する。

2 補助金の種類、補助対象経費及び補助率は別表のとおりとする。

(申請手続)

第3 補助金の交付を受けようとする者（以下「事業主体」という。）は、規則第3条の規定に基づき、補助金交付申請書（様式第1-1号）に必要な書類を添えて、知事が別に定める期日までに知事に提出しなければならない。ただし、別表の農業人材力強化総合支援事業のうち農業次世代人材投資資金（準備型）及び就職氷河期世代の新規就農促進事業の資金にあつては、総合支援事業実施要綱別記1第6の1の（3）の規定又は加速化対策実施要綱別記1第6の3の規定に基づく交付申請書（様式第1-2号）を提出するものとする。

2 前項の補助金交付申請書に添付する必要書類の様式は、別紙様式第4号、第5号のとおりとする。

(申請の取下げ)

第4 規則第7条に規定する申請の取下げ期日は、交付決定の通知を受けた日から15日以内とし、その旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第5 知事は、第3第1項に規定する補助金の交付の申請を受理したときは、当該申請に係る書類を審査し、適当であると認めた場合は、補助金の交付を決定し、補助金交付決定通知書

(様式第2号)により事業主体に通知するものとする。

(計画変更、中止又は廃止の承認)

第6 市町村長は、補助事業の内容を変更、中止又は廃止しようとする場合は、あらかじめ変更承認申請書(様式第6号)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、別表の重要な変更以外の変更で補助金の変更をきたさない変更についてはこの限りでない。

2 知事は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することがある。

(交付の中止又は休止の届出)

第7 別表の農業人材力強化総合支援事業のうち農業次世代人材投資資金(準備型)の交付を受けた者(以下「準備型交付対象者」という。)及び就職氷河期世代の新規就農促進事業の資金の交付を受けた者(以下「氷河期世代交付対象者」という。)が受給の中止又は休止をしようとする場合は、総合支援事業実施要綱別記1第6の1の(5)又は(6)のアの規定に基づく又は加速化対策実施要綱別記1第6の5又は6の(1)の規定に基づく中止届(様式第7号)又は休止届(様式第8号)を知事に提出しなければならない。

また、休止届を提出した準備型交付対象者及び氷河期世代交付対象者が研修を再開する場合は、総合支援事業実施要綱別記1第6の1の(6)のイの規定又は加速化対策実施要綱別記1第6の6の(2)の規定に基づく研修再開届(様式第9号)を知事に提出しなければならない。

(返還免除の承認)

第8 準備型交付対象者及び氷河期世代交付対象者は、病気や災害等のやむを得ない事情により返還免除に該当する場合は、返還免除申請書(様式第10号)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(遂行状況の報告)

第9 知事が、補助事業の円滑適正な執行を図るため必要があると認めるときは、遂行状況報告を求めることができる。

(実績報告)

第10 事業主体は、規則第13条の規定に基づき、実績報告書(様式第3号)に必要な書類を添えて、事業の完了の日から起算して30日を経過した日、又は翌年度の4月5日のいずれか早い期日までに知事に提出しなければならない。ただし、別表の農業人材力強化総合支援事業のうち農業次世代人材投資資金(準備型)及び就職氷河期世代の新規就農促進事業の資金にあっては、第3に規定する補助金の交付の申請をもってこれに替えるものとする。

2 前項の実績報告書に添付する必要書類の様式は、別紙様式第4号、第5号のとおりとする。

(補助金の額の確定)

第11 知事は、事業主体から実績報告の提出があったときは、速やかに内容を確認し、規則第14条に規定する補助金の額の確定を行い、補助金を交付すべきと認めるときは、事業主体に補助金の額の確定通知書(様式第11号)により通知するものとする。ただし、別表の農業人材力強化総合支援事業のうち農業次世代人材投資資金(準備型)及び就職氷河期世代の新規就農促進事業の資金にあつては、第5に規定する補助金の交付決定の通知をもってこれに替えるものとする。

(補助金の交付)

第12 補助金は、第11の規定による補助金の額の確定後、交付するものとする。ただし、知事が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を概算払又は前金払により交付することができる。補助金の交付の請求は別紙様式第12-1号によるものとし、概算払を行った場合、精算払の請求は別紙様式第12-2号によるものとする。なお、愛知県財務規則第78条で定める概算払精算書は別紙様式第12-2号をもってこれに替えるものとする。ただし、別表の農業人材力強化総合支援事業のうち農業次世代人材投資資金(準備型)及び就職氷河期世代の新規就農促進事業の資金にあつては、第3に規定する補助金の交付申請書の提出をもって交付の請求に替えるものとする。

(補助金の返還)

第13 別表の農業人材力強化総合支援事業のうち農業次世代人材投資資金(準備型)、就職氷河期世代の新規就農促進事業の資金及び農業次世代人材投資資金(経営開始型)の交付を受けた者が、総合支援事業実施要綱別記1第5の1の(4)及び2の(4)の規定又は加速化対策実施要綱別記1第5の4の規定に該当することが明らかになった場合には、速やかに返還の手続きを行うものとする。

(補助金の経理及び帳簿等の保管)

第14 事業主体は、補助事業についての帳簿を備え、他の経理と区分して補助事業の収入及び支出を記録し、補助金の使途を明らかにしておかなければならない。

2 事業主体は、補助事業に係る帳簿及び証拠書類等を整理し、補助金の交付を受けた年度の翌年度から起算して5年間整備保管しておかなければならない。

(書類の提出)

第15 この要綱に基づく書類の提出は、次によるものとする。

(1) 別表の農業次世代人材投資資金(準備型)及び就職氷河期世代の新規就農促進事業の資金の交付対象者(農業大学校で研修を受ける者を除く。)にあつては、県農業経営課へ1部提出するものとする。

なお、書類の提出にあたっては、所管の県農林水産事務所を申請の窓口とすることができる。

(2) 別表の農業次世代人材投資資金（準備型）及び就職氷河期世代の新規就農促進事業の資金の交付対象者のうち農業大学校で研修を受ける者にあつては、県農業大学校へ1部提出するものとする。

(3) 別表の農業次世代人材投資資金（経営開始型）、農業次世代人材投資資金（経営発展支援金）又は農業次世代人材投資資金（推進費補助金）を実施する市町村にあつては、所管の県農林水産事務所に1部提出するものとする。

ただし、名古屋市にあつては、県農業経営課に1部提出するものとする。

(附則)

この要綱は、平成24年6月1日から施行する。

(附則)

この要綱は、平成25年4月1日から適用する。

(附則)

この要綱は、平成26年4月1日から適用する。

(附則)

この要綱は、平成27年2月4日から適用する。

平成26年度の国補正予算により事業（経営開始型に限る。）を実施する場合は、総合支援事業実施要綱別記1第6の2（3）の規定にかかわらず、経営開始型の給付を受けようとする者は、申請する給付金の対象期間の開始日前に給付申請をすることができるものとする。

(附則)

この要綱は、平成29年4月5日から適用する。

(附則)

この要綱は、令和元年6月10日から適用する。

(附則)

この要綱は、令和2年4月1日から適用する。

(附則)

この要綱は、令和3年1月1日から適用する。

(附則)

この要綱は、令和3年4月1日から適用する。

別表

事業名	補助金の種類	補助対象経費	補助率	重要な変更
農業人材力強化総合支援事業	農業次世代人材投資資金（準備型）	就農に向けて、農業大学校や県が認めた研修機関等において研修を受ける者に対して交付する資金	定額 （ただし、交付期間1年につき1人あたり150万円以内）	補助金の種類の欄に掲げる準備型、経営開始型及び経営発展支援金の経費から推進費補助金の経費への流用
	農業次世代人材投資資金（経営開始型）	市町村が経営開始直後の新規就農者に対して資金を交付する事業に要する経費 ただし、経費の算定に用いる資金の額は、総合支援事業実施要綱別記1第5の2の（2）の規定によるものとする。	定額 （ただし、交付期間1年につき1人あたり150万円以内、なお、夫婦合わせて交付する場合は225万円以内）	
	農業次世代人材投資資金（経営発展支援金）	市町村が経営開始型の交付対象者のさらなる経営発展を支援するための支援金を交付する事業に要する経費 ただし、経費の算定に用いる資金の額は、総合支援事業実施要綱別記1第10の3の規定によるものとする。	定額 （ただし、事業に要する経費で、150万円以内の額）	
	農業次世代人材投資資金（推進費補助金）	市町村が資金の交付等に係る推進事務を行うのに要する経費	定額	
	就職氷河期世代の新規就農促進事業の資金	就農に向けて、農業大学校や県が認めた研修機関等において研修を受ける者に対して交付する資金	定額 （ただし、交付期間1年につき1人あたり150万円以内）	

(別紙様式第1-1号)

年度農業人材力強化総合支援事業費補助金交付申請書

番 号
年 月 日

愛知県知事 殿

所 在 地

市 町 村 名

代表者職氏名

年度農業人材力強化総合支援事業費補助金の交付を受けたいので、農業人材力強化総合支援事業費補助金交付要綱第3の規定により、下記のとおり交付されるよう関係書類を添えて申請します。

記

事業名	農業人材力強化総合支援事業			
補助金の種類	農業次世代人材投資資金(経営開始型)	農業次世代人材投資資金(経営発展支援金)	農業次世代人材投資資金(推進費補助金)	計
交付申請額	円	円	円	円

「添付書類」

- 1 事業計画書(別紙様式第4号)
- 2 収支予算書(別紙様式第5号)
- 3 その他知事が必要と認める書類

(別紙様式第1-2号 総合支援事業実施要綱別紙様式第3号及び加速化対策実施要綱別紙様式第2号を一部加筆修正)

農業次世代人材投資資金(準備型)※1 交付申請書兼請求書

年 月 日

愛知県知事 殿

住 所
氏 名

農業人材力強化総合支援事業実施要綱(平成24年4月6日付け23経営第3543号農林水産事務次官依命通知)別記1第6の1の(3)※2の規定に基づき農業次世代人材投資資金(準備型)※3の交付を申請します。

なお、農業人材力強化総合支援事業費補助金交付要綱(平成24年6月1日付け24農経第279号愛知県農林水産部長通知)第11の規定により補助金の額が確定された場合は、本書をもって下記の額を交付されたく請求します。

交付期間	年 月 日	～	年 月 日
今回申請する資金の対象期間	年 月 日	～	年 月 日
交付申請額	円		
常勤の雇用契約の締結	<input type="checkbox"/> 締結している	<input type="checkbox"/> 締結していない	
生活費の確保を目的とした国の他の事業による給付等(例:生活保護制度、雇用保険制度(失業手当)等)	<input type="checkbox"/> 給付等を受けている	<input type="checkbox"/> 給付等を受けていない	

資金の振込口座※

金融機関 店舗名等	銀行 信用金庫 信用組合 労働金庫 農業協同組合 連合会 農林中金			店・所	出張所	
	金 融 機 関 コ ー ド					
	預金・貯金の種類		普通預金・当座預金	口座番号		
	郵便局	記号		(当座)番号		
口座名義人	(ふりがな)氏名					

(注) 下線部は就職氷河期世代の新規就農促進事業の資金の場合は

※1 「就職氷河期世代の新規就農促進事業」とする。

※2 「新規就農者確保加速化対策実施要綱(令和3年1月28日付け2経営第2558号農林水産事務次官依命通知)別記1第6の3」とする。

※3 「就職氷河期世代の新規就農促進事業の資金」とする。

(別紙様式第2号)

番 号
年 月 日

様

愛知県知事 氏 名 印

年度農業人材力強化総合支援事業費補助金の交付決定について(通知)

年 月 日付け 第 号で交付の申請のあった 年度農業人材力強化総合支援事業費補助金について、愛知県補助金等交付規則（昭和55年愛知県規則第8号）第4条の規定により、下記のとおり交付します。

記

- 1 事業名 農業人材力強化総合支援事業
- 2 補助金の種類
- 3 交付決定額 金 円

(別紙様式第3号)

年度農業人材力強化総合支援事業費補助金実績報告書

番 号
年 月 日

愛知県知事 殿

所 在 地

市 町 村 名

代表者職氏名

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のありました下記事業について、農業人材力強化総合支援事業費補助金交付要綱第10の規定により、関係書類を添えて報告します。

記

事業名	農業人材力強化総合支援事業			
補助金の種類	農業次世代人材投資資金(経営開始型)	農業次世代人材投資資金(経営発展支援金)	農業次世代人材投資資金(推進費補助金)	計
交付申請額	円	円	円	円

「添付書類」

- 1 事業実績書(別紙様式第4号)
- 2 収支精算書(別紙様式第5号)
- 3 その他知事が必要と認める書類

(注) 事業実績書について、事業計画書と変更の生じた場合にあつては、変更部分について当初計画を上段に()書又は赤書として二段で記載する。

(別紙様式第4号)

年度農業人材力強化総合支援事業計画書 (実績書)

1 事業計画 (実績)

別添様式Aのとおり

2 経費の区分

区 分	補助事業に要する経費 (又は補助事業に要した経費) (A+B)	負 担 区 分		備 考
		県費補助金 (A)	その他 (B)	
農業次世代人材投資 資金 (経営開始型)	円	円	円	
農業次世代人材投資 資金 (経営発展支援金)				
農業次世代人材投資 資金 (推進費補助金)				
合 計				

注) 区分の欄は、別表の補助金の種類を記載する。

3 事業完了 (予定) 年月日

年 月 日

別紙様式A

市町村農業次世代人材投資事業計画(実績報告)(○年度○○市町村)

1 農業次世代人材投資資金の交付計画(実績)

(1)経営開始型

	交付対象者数 (人)	(内訳)交付期間別対象者数					
		1年未満	1年以上～ 2年未満	2年以上～ 3年未満	3年以上～ 4年未満	4年以上～ 5年未満	5年
新規採択者分							
うち夫婦							
継続者分							
うち夫婦							
合計	0	0	0	0	0	0	0
うち夫婦	0	0	0	0	0	0	0

	交付金額 (円)	(内訳)交付期間別対象者交付額					
		1年未満	1年以上～ 2年未満	2年以上～ 3年未満	3年以上～ 4年未満	4年以上～ 5年未満	5年
新規採択者分							
うち夫婦							
継続者分							
うち夫婦							
合計	0	0	0	0	0	0	0
うち夫婦	0	0	0	0	0	0	0

(2)経営発展支援金

交付対象者数(人)	交付金額(円)

(3)資金合計

交付対象者数(人)	交付金額(円)
0	0

2 推進事業に関する計画(実績)

事項	内容	金額(円)
①事業実施に係る事務		
②事業の普及活動		
③交付対象者への指導活動		
合計		0

3 事業費合計

金額(円)
0

(別紙様式第5号)

収支予算書

(収支精算書)

1 収入の部

区 分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較増減 (△印は減額)	備 考
	円	円	円	
計				

(注) 区分の欄は、県費補助金、市町村費補助金、分担金、負担金などに分けて記入のこと。

2 支出の部

区 分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較増減 (△印は減額)	備 考
農業次世代人材投資 資金 (経営開始型)	円	円	円	
農業次世代人材投資 資金 (経営発展支援金)				
農業次世代人材投資 資金 (推進費補助金)				
計				

(注) 区分の欄は、別表の経費の欄の補助金の種類を記載する。

(別紙様式第6号)

年度農業人材力強化総合支援事業費補助金変更承認申請書

番 号
年 月 日

愛知県知事 殿

所 在 地
市 町 村 名
代表者職氏名

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のありました農業人材力強化総合支援事業費補助金については、農業人材力強化総合支援事業費補助金交付要綱第6の規定に基づき下記のとおり計画を変更し【金 円の追加交付（減額承認）を受け】たいので承認されたく申請します。

なお、その他については補助金交付申請書記載のとおりです。

(注) ①金額の変更のない場合は、【 】の部分を除くこと。

②補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合にあっては、「変更承認申請」を「事業中止（廃止）承認申請書」と、「変更」を「中止（廃止）」と置き換えること。

記

1 変更の理由

2 変更計画の内容

(以下、別紙様式第1-1号に準じて作成すること)

(注) 変更に係る部分について変更前を括弧書きで上段に記載すること。

(別紙様式第7号 総合支援事業実施要綱別紙様式第6号及び加速化対策実施要綱別紙様式第5号と同じ)

中止届

年 月 日

愛知県知事 殿

氏 名

農業次世代人材投資資金^{※1}の受給を中止しますので、農業人材力強化総合支援事業実施要綱(平成24年4月6日付け23経営第3543号農林水産事務次官依命通知)別記1第6の1の(5)^{※2}の規定に基づき中止届を提出します。

中止日	年 月 日
中止理由	

(注) 下線部は就職氷河期世代の新規就農促進事業の資金の場合は

※1 「就職氷河期世代の新規就農促進事業の資金」とする。

※2 「新規就農者確保加速化対策実施要綱(令和3年1月28日付け2経営第2558号農林水産事務次官依命通知)別記1第6の5」とする。

(別紙様式第8号 総合支援事業実施要綱別紙様式第7号及び加速化対策実施要綱別紙様式第6号と同じ)

休止届

年 月 日

愛知県知事 殿

氏 名

農業次世代人材投資資金^{※1}の受給を休止しますので、農業人材力強化総合支援事業実施要綱(平成24年4月6日付け23経営第3543号農林水産事務次官依命通知)別記1第6の1の(6)^{※2}の規定に基づき休止届を提出します。

休止予定期間	年 月 日 ~ 年 月 日	
休止理由		
再開に向けたスケジュール	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	

添付書類

- ・母子手帳の写し(妊娠・出産により休止する場合)
- ・被災証明等被災が確認できる書類(災害により休止する場合)

(注) 下線部は就職氷河期世代の新規就農促進事業の資金の場合は

※1 「就職氷河期世代の新規就農促進事業の資金」とする。

※2 「新規就農者確保加速化対策実施要綱(令和3年1月28日付け2経営第2558号農林水産事務次官依命通知)別記1第6の6」とする。

(別紙様式第9号 総合支援事業実施要綱別紙様式第8号及び加速化対策実施要綱別紙様式第7号と同じ)

研修再開届

年 月 日

愛知県知事 殿

氏 名

農業次世代人材投資資金(準備型)^{※1}の受給を再開しますので、農業人材力強化総合支援事業実施要綱(平成24年4月6日付け23経営第3543号農林水産事務次官依命通知)別記1第6の1の(6)^{※2}の規定に基づき研修再開届を提出します。

休止期間	年 月 日 ~ 年 月 日
研修再開日	年 月 日
研修機関等	
交付残期間	年 月 日 ~ 年 月 日

(注) 下線部は就職氷河期世代の新規就農促進事業の資金の場合は

※1 「就職氷河期世代の新規就農促進事業の資金」とする。

※2 「新規就農者確保加速化対策実施要綱(令和3年1月28日付け2経営第2558号農林水産事務次官依命通知)別記1第6の6」とする。

(別紙様式第10号 総合支援事業実施要綱及び加速化対策実施要綱別紙様式第18号と同じ)

返還免除申請書

年 月 日

愛知県知事 殿

氏 名

農業人材力強化総合支援事業実施要綱（平成24年4月6日付け23経営第3543号農林水産事務次官依命通知）別記1第6の1の（8）の規定に基づき返還免除申請書を提出します。

返還免除を 申請する 理由	
---------------------	--

(注) 下線部は就職氷河期世代の新規就農促進事業の資金の場合は、「新規就農者確保加速化対策実施要綱（令和3年1月28日付け2経営第2558号農林水産事務次官依命通知）別記1第6の8」とする。

番 号
年 月 日

様

愛知県知事 氏 名

年度農業人材力強化総合支援事業費補助金の額の確定について（通知）

年 月 日付け 第 号の実績報告については、交付決定の内容及びその条件に適合していますので、愛知県補助金等交付規則（昭和55年愛知県規則第8号）第14条の規定によって、下記のとおり額を確定します。

記

- 1 事業名 農業人材力強化総合支援事業
- 2 補助金の種類
- 3 補助金決定額 金 円

(別紙様式第12-1号)

請 求 書

年 月 日

愛知県知事 殿

(愛知県 農林水産事務所長殿)

所 在 地

市 町 村 名

代表者職氏名

下記の金額を交付してください。

記

金 円

ただし、 年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった 年度
農業人材力強化総合支援事業費補助金

(概算払い・前金払いを行う場合)

交付決定額	既受領額	今回請求額	残 額	備 考
円	円	円	円	概算払い 前金払い

(別紙様式第12-2号)

請求書兼概算払精算書

年 月 日

愛知県知事 殿

(愛知県 農林水産事務所長殿)

所在地

市町村名

代表者職氏名

下記の金額を交付してください。

なお、概算払いを受けた経費について、下記のとおり精算します。

記

金 _____ 円

ただし、 年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった 年度

農業人材力強化総合支援事業費補助金

交付決定額	既受領額	精算額・今回請求額 どちらかを○で囲む	差引過不足額	備考
円	円	円	円	概算払い

注1 二重線部は、請求書を兼ねた場合のみ記載すること。

2 請求書を兼ねる場合は今回請求額に○をつけ、請求書を兼ねない場合は、精算額に○をつけること。